

○Comeback Tokunoshima～郷土愛の旅～補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳之島出身の関東・関西の郷友会や郷土会所属の2世及び3世が来島する際の費用を一部負担し、徳之島へ招待することで、祖先や親のふるさとを訪れ、徳之島を体験することで島の良さを感じ、2世及び3世の郷土愛を芽生えさせ、移住定住や郷友会・郷土会などへの参加やふるさと納税の意欲につなげるとともに、島の良さを後世へつなげるために行われる事業に対し、Comeback Tokunoshima～郷土愛の旅～事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、徳之島町補助金交付規則（令和2年2月11日規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金対象者は次の各号の全てに該当の者とする。

- (1) 徳之島出身の関東・関西の郷友会・郷土会所属の2世及び3世の者
- (2) 徳之島体験ツアー及びどんどん祭りへ参加する者

(補助金額)

第3条 補助金は、徳之島への交通費及び宿泊費とし、1人あたり5万円を上限とする。

(申請及び請求)

第4条 前条の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、Comeback Tokunoshima～郷土愛の旅～補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) Comeback Tokunoshima～郷土愛の旅～補助金交付実績報告書（様式第2号）
- (2) 領収書の原本又は写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による請求は、参加した日の属する年度の11月31日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第5条 町長は、前条に規定する請求を受けたときは、報告書等の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、Comeback Tokunoshima～郷土愛の旅～補助金額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、速やかに当該請求に係る金額を支払うものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、不正行為があったとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。